

県及び市の制度保証の創設・改正について

県及び関係各市において、中小企業の皆さまの支援・金融の円滑化のために、融資制度の創設・改正がありました。

当協会では、これにあわせて、平成21年4月1日から保証制度を次のとおり改正しましたので、金融の円滑化等のため引き続き県、市融資制度をご活用ください。

1 富山県制度融資保証

(1) 創設した保証制度

① 小規模企業等経営支援短期資金保証

対象者及び対象資金	従業員50人(商業・サービス業20人)以下の小規模事業者等
資金使途	運転資金
保証限度額	600万円
保証期間	1年以内
融資利率	年1.90%以内
保証料率	年1.05%～年0.35%(保証付任意)
担保	必要に応じ

② 地域資源活用・農商工連携推進資金保証

対象者及び対象資金	(1)地域産業資源活用事業計画、農商工連携事業計画にかかる事業を行うもの (2)上記事業にかかる国の補助制度・とやま新事業創造基金の補助制度による交付決定を受けたもの
資金使途	設備資金、運転資金
保証限度額	設備資金7,000万円(うち運転資金1,000万円)
保証期間	設備資金10年以内、運転資金5年以内(いずれも据置期間1年以内)
融資利率	年1.65%以内
保証料率	年1.05%～年0.35%(保証付任意)
担保	必要に応じ

(2) 改正した保証制度

① 中小企業環境施設整備資金保証のうち地球温暖化対策に資する設備資金に係る貸付利率の引き下げ。

対象者及び対象資金	次の設備を行う中小企業者 (1)公害防止施設の整備 (2)フロン等対策施設の整備 (3)廃棄物のリサイクル施設の整備 (4)地下水の保全・水質資源の有効利用施設の整備 (5)山岳地トイレの整備 (6)温室効果ガスの排出抑制施設の整備 (7)低公害車の導入
資金使途	設備資金
保証限度額	個別3,000万円、団体5,000万円
保証期間	7年以内(うち、据置期間1年以内)
融資利率	年1.90%以内、(6)(7)の場合年1.35%以内
保証料率	年1.05%～年0.35%(保証付任意)
担保	必要に応じ

(3) 取扱期間の延長

- ① 県緊急経営改善資金保証(借換資金) 平成22年3月31日まで1年間延長
- ② 県経営安定資金保証(地域産業対策枠の県経済変動) 平成22年3月31日まで1年間延長

(4) 貸付利率の引き下げ期限の延長

県設備投資促進資金保証の貸付利率の引き下げ 平成22年3月31日まで1年間延長
(年2.10%→年1.90%)

2 市制度の取扱期間の延長

① 富山市制度融資保証

(名称の変更)

(改正前)富山市緊急経営基盤安定資金保証

(原油価格等の上昇、建築着工の減少に伴う緊急支援措置)

(改正後)富山市緊急経営基盤安定資金保証(急速な景気の悪化に伴う緊急支援措置)

平成22年3月31日まで1年間延長

② 高岡市制度融資保証

高岡市中小企業振興資金保証「緊急資金」(別枠)

及び緊急経営基盤改善資金保証 平成22年3月31日まで1年間延長

③ 射水市制度融資保証

射水市中小企業振興資金保証「経営支援資金」(緊急融資)及び緊急経営改善資金保証

平成21年9月30日まで6か月間延長

④ 氷見市制度融資保証

氷見市地場産業育成資金保証(緊急経営改善資金) 平成22年3月31日まで1年間延長

3 廃止した保証制度

- ・富山県経営安定資金保証(小口事業資金の短期小口枠)
- ・富山市環境保全施設整備等資金保証